

# 学生会長・同副会長選挙細則

## (目的)

**第 1 条** 本細則は、学生会細則第 11 条の規定に基づき学生会長（以下「会長」という。）および同副会長（以下「副会長」という。）の選挙について必要な事項を定めることを目的とする。

## (選挙権・被選挙権)

**第 2 条** 選挙権は、全会員が有し、被選挙権は、4 年生以下の全員が有する。ただし、リコールの時期によっては、5 年生の会員が被選挙権を有することもある。

## (選挙管理委員会)

**第 3 条** 各学級から 1 名ずつ選出された選挙管理委員（以下「選管委」という。）および学生会書記局員 2 名によって、選挙管理委員会（以下「選管会」という。）を組織する。

2 選管委の任期は、1 年間とする。

3 選挙管理委員長及び同副委員長は、どちらも選管委の中から選出する。選挙管理委員長は、選管委の中から選管会内での互選により決定する。ただし、すべての学生会役員は選挙管理委員長になることはできない。同副委員長は、選挙管理委員長が学生会書記局員の中から任命する。

4 候補者は、選管委になることはできない。

**第 4 条** 選管会の招集は、学生会書記局が行う。

**第 5 条** 選管会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 選挙の公示および立候補の受付
- (2) 候補者一覧表の作成および掲示
- (3) 選挙公報の発行
- (4) 立会演説会の開催および管理
- (5) 投票および開票ならびに結果の公表
- (6) その他選挙の管理、運営に必要な事項

## (選挙日程)

**第 6 条** 選挙日程は、原則として次のとおりとする。ただし、想定外の事態が起きた場合はこの限りではない。

- (1) 選挙の公示 1 2 月上旬
- (2) 立候補の受付開始
- (3) 立候補の受付締切 1 2 月中旬
- (4) 選挙公報の発行
- (5) 立会演説会の開催 1 月上旬
- (6) 投票および開票 1 月中旬
- (7) 結果の公表

## (選挙公示)

**第 7 条** 選挙公示には、少なくとも、次の事項が明示されていなければならない。

- (1) 立候補の受付開始月日、時刻および場所
- (2) 立候補の受付締切月日、および時刻
- (3) 立会演説会の開催月日、時刻および場所
- (4) 投票の月日、時刻および場所
- (5) 開票の月日、時刻および場所
- (6) 開票、結果の公表の月日、および場所

## (立候補の届出)

**第 8 条** 被選挙権を有する者が立候補する場合には、必要な場合は庶務担当者 1 名を添えて選挙管理委員長に届け出なければならない。

**第 9 条** 削除

## (選挙運動)

**第 10 条** 候補者は、立候補受付締切の翌日から投票日の昼休みまで選挙運動を行うことができる。

**第 11 条** 削除

**第 12 条** 候補者は、選挙運動として選管会が主催する立会演説会の他に選管会の認可のもとに討論会等を行うことができる。

**第 13 条** 寮における選挙運動は一切認めない。

**第 14 条** 候補者およびこれを応援する者が選挙違反をしたと選管会が認めた場合には、候補者は、選管会の厳正な処置に従わなければならない。

## (選挙公報の発行)

**第15条** 選管会は、候補者の人数および名前の一覧、それぞれの候補者の経歴・所信等を記載した選挙公報を発行しなければならない。

**(立会演説会)**

**第16条** 選管会は、投票日までに立会演説会を開催しなければならない。候補者は、立会演説を行う義務があり、会員は、立会演説会に出席する義務を負うものとする。

**第17条** 応援演説は、1候補者につき1名以内とする。

**第18条** 演説の時間については、選管会の指示に従わなければならない。

**(投票)**

**第19条** 投票は、無記名投票とする。

**第20条** 投票方法は、選管会が定める。

**第21条** 投票は、各学級毎に行い、各学級の選管委が投票方法を説明し、投票させる。

**第22条** 投票は、投票総数が全会員の5分の3以上であったときに成立し、5分の3未満の場合は、後日再投票を行う。

**第23条** 候補者数が定数のときは、信任投票とする。

**第24条** 不在者投票は、原則として認めない。ただし、選管会が承認した場合には、この限りではない。

**(当選人)**

**第25条** 最高得票者を当選人とする。

**第26条** 信任投票においては、有効投票の過半数の信任票を得た者を当選人とする。

**第27条** 信任投票において、規定の信任票を得られなかった場合は、再度候補者をつのり再選挙を行う。

**(無効投票)**

**第28条** 次の各号の一つに該当する場合は、無効投票とする。

- (1) 規定の投票方法によって行われなかったもの。
- (2) 2名以上の候補者に投票されているもの。
- (3) 白紙票
- (4) その他選管会が無効と判断したもの。

**(開票)**

**第29条** 開票は、投票日に選管会が行い、これを公表しなければならない。

**第30条** 庶務担当者は、立会人になることができる。

**(雑則)**

**第31条** 候補者が定数に満たないときは、選管会の判断で立候補受付締切日を多少遅らせることができる。その結果においても候補者が定数に満たないときは、締切日から1週間以内に5年生を除く各学級から1名以上の候補者をたて、その候補者は、会長又は副会長のどちらかに立候補しなければならない。

**附 則**

この細則は、昭和45年7月15日から実施する。

(この間の附則省略)

**附 則**

この細則は、平成14年11月2日から実施する。

**附 則**

この細則は、令和2年4月1日から実施する。

**附 則 (令和3.2.15)**

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

**附 則 (令和8.5.8)**

この細則は、令和8年9月24日から実施する。